

一期一会訪問看護リハステーション島田 利用料金表 (介護保険)

1. 基本料金 (8時～18時)

①訪問看護費

※地域区分7級地 10.21円/単位

訪問時間		単位数	サービス 料金	利用者負担額 (1回あたり)		
				1割	2割	3割
保健師 看護師	20分未満	313単位	3,195円	320円	639円	959円
	30分未満	470単位	4,798円	480円	960円	1,440円
	30分以上1時間未満	821単位	8,382円	839円	1,677円	2,515円
	1時間以上1時間30分未満	1,125単位	11,486円	1,149円	2,298円	3,446円
理学療法士	1回	293単位	2,991円	300円	599円	898円
作業療法士	2回	586単位	5,983円	599円	1,197円	1,795円
言語聴覚士	3回	792単位	8,086円	809円	1,618円	2,426円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

※同一建物による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

※早朝 (6時～8時)、夜間 (18時～22時) は、所定単位数に25%加算された料金になります。

※深夜 (22時～6時) は、所定単位数に50%加算された料金になります。

②介護予防訪問看護費

※地域区分7級地 10.21円/単位

訪問時間		単位数	サービス 料金	利用者負担額 (1回あたり)		
				1割	2割	3割
保健師 看護師	20分未満	302単位	3,083円	309円	617円	925円
	30分未満	450単位	4,594円	460円	919円	1,379円
	30分以上1時間未満	792単位	8,086円	809円	1,618円	2,426円
	1時間以上1時間30分未満	1,087単位	11,098円	1,110円	2,220円	3,330円
理学療法士	1回	283単位	2,889円	289円	578円	867円
作業療法士	2回	566単位	5,778円	578円	1,156円	1,734円
言語聴覚士	3回	426単位	4,339円	434円	868円	1,320円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

※同一建物による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

※早朝 (6時～8時)、夜間 (18時～22時) は、所定単位数に25%加算された料金になります。

※深夜 (22時～6時) は、所定単位数に50%加算された料金になります。

2. 加算料金

※地域区分7級地 10.21円/単位

加算項目	単位数	サービス 料金	利用者負担額（1回あたり）		
			1割	2割	3割
初回加算 ※1	300 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円
緊急時訪問看護加算（月1回） ※2	574 単位	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円
特別管理加算Ⅰ（月1回） ※3	500 単位	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算Ⅱ（月1回） ※4	250 単位	2,552 円	256 円	511 円	766 円
長時間訪問看護加算（1回につき） ※5	300 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円
複数名訪問加算Ⅰ 30分未満（1回につき） ※6	254 単位	2,593 円	260 円	519 円	778 円
複数名訪問加算Ⅰ 30分以上（1回につき） ※6	402 単位	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円
退院時共同指導加算（月2回まで） ※7	600 単位	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
ターミナルケア加算（適応時） ※8	2,000 単位	20,420 円	2,042 円	4,084 円	6,126 円
※1 新規に訪問看護を利用、過去2ヶ月サービスの提供を受けていない、要支援から要介護または要介護から要支援に変更になった場合 ※2 24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制 ※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテルや気管カニューレ等を使用している場合 ※4 在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理等を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置している、重度の褥瘡、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる場合 ※5 特別管理加算を算定しているかつ1回の訪問看護時間が1時間30分を超える場合 ※6 同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合 ※7 入院中もしくは入所中の利用者に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合 ※8 在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合 ※8 ターミナルケア加算は介護予防訪問看護では該当しません					

3. その他の利用料

衛生材料等必要な物品	実費
死後の処置料	10,000円（税込み）
交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道15km未満は、600円。 15kmを超えて5km増すごとに100円を追加。